

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-254190

(P2012-254190A)

(43) 公開日 平成24年12月27日(2012.12.27)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)
A 4 7 G 1/16 (2006.01) A 4 7 G 1/16 L 3 B 1 1 1

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号	特願2011-128864 (P2011-128864)	(71) 出願人	711006326
(22) 出願日	平成23年6月9日 (2011.6.9)		岩谷 日出美
			福岡県朝倉市堤847番地1
		(72) 発明者	岩谷 日出美
			福岡県朝倉市堤847番地1
		Fターム(参考)	3B111 CA06 CB01 CC02 CD01 CE08

(54) 【発明の名称】 色紙用装飾具

(57) 【要約】

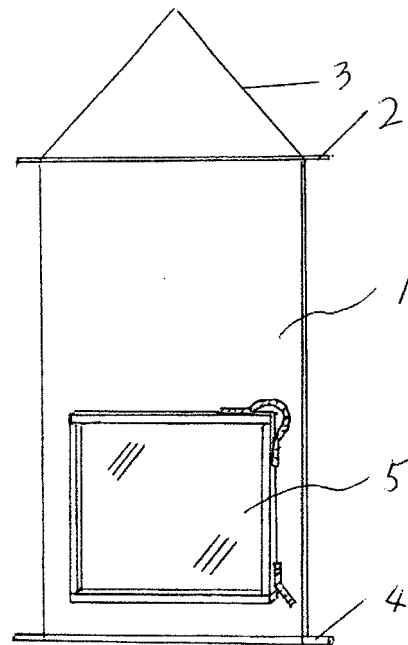
【課題】

この発明は、色紙を簡単・容易に展示・交換し、かつ外部から色紙を保護する機能を有し、あわせて室内インテリアとしての機能も有する色紙用装飾具を提供する。

【解決手段】

上端に吊り下げ軸、下端に安定用軸を有する装飾具の表面に背面紙を設け、該背面紙の縁に四辺の枠を設け、該枠及び枠で囲まれた部分を透明カバーで覆ったことを特徴とする色紙用装飾具である。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

上端に吊り下げ軸を、下端に安定用軸を有する装飾具の表面に背面紙を設け、該背面紙の縁に四辺の枠を設け、該枠及び枠で囲まれた部分を透明カバーで覆ったことを特徴とする色紙用装飾具。

【請求項 2】

四辺の枠は、三辺の固定枠と一辺の可動枠からなる請求項 1 の色紙用装飾具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

10

この発明は、色紙を飾る時に使用する吊り下げ形式の色紙用装飾具に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来は、色紙を飾る場合は、額縁に装着したり、単に色紙の四隅をひもで挟む装飾具をつるしたり、色紙自体を飾り棚に飾っているだけだった。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開平 9 - 2 6 2 1 6 5 号公報

【特許文献 2】特開 2 0 0 1 - 3 2 1 2 5 4 号公報

20

【特許文献 3】特開 2 0 0 6 - 0 0 0 5 7 8 号公報

【特許文献 4】特開 2 0 0 6 - 1 0 9 9 3 3 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

これまでは次のような欠点があった。

(イ) 従来は額縁の装着は、裏面の板をはずして色紙の交換・装着を行わなくてはならず面倒であり、手間がかかる。

(ロ) 従来は、色紙の四隅をひもで挟む装飾具は、色紙がむきだしになっており、作者の作品である色紙を保護する機能はない。

30

(ハ) 装飾具の表面のほとんどの部分を色紙で飾るスペースにしているため、装飾具自体に、インテリアとしての機能は少ない。

本発明は、以上の問題点を解決するものである。

【課題を解決するための手段】

【0005】

上端に吊り下げ軸を、下端に安定用軸を有する装飾具の表面に背面紙を設け、該背面紙の縁に四辺の枠を設け、該枠及び枠で囲まれた部分を透明カバーで覆っている。

以上の構成よりなる色紙用装飾具である。

【発明の効果】

【0006】

40

本発明には次のような利点がある。

(イ) 色紙を展示・交換する場合、装飾具を吊るしたまま固定枠とひも又は蝶番でつながった可動枠をはずすことにより簡単に展示・交換できる。

(ロ) 色紙を展示する装置が、上下左右の四辺の枠および前面の透明カバーにより構成されているため、色紙が保護される。

(ハ) 色紙を展示する装置が、装飾具の下部の限られたスペースに設置されているため、その装飾具自体のもつ生地・柄・模様等の風味とともに一体となって色紙を鑑賞することができ、室内インテリアとしての機能が高い。

(ニ) 装飾具自体が、使用しないときは簡単に折りたたまれ、収納スペースも小さくて済む。

50

【図面の簡単な説明】

【0007】

【図1】本発明の全体図である。

【図2】本発明の色紙を展示する装置の説明図である。

【図3】本発明の色紙を展示する装置の右側面図である。

【図4】本発明の色紙の挿入図である

【発明を実施するための形態】

【0008】

以下、本発明の実施の形態を図面に基づいて説明する。

(イ) 図1は本発明の全体図を示し、布または紙により形成された装飾具1の上端に吊り下げ軸2と吊り下げひも3が取り付けられ、下端に安定用軸4が取り付けられている。

10

(ロ) 本装飾具1の表面下部に、色紙を展示する装置5が取り付けられている。

図2はこの装置部分を図示したものである。

背面紙6の縁に上枠7、左枠8、下枠9を接着固定し、表面を透明カバー10で、これらの枠及び枠で囲まれた部分を覆っている。

上枠7の右端と右枠11の上端をひも12で結合している。蝶番で結合してもよい。

右枠11は取り外しができるように、背面紙、透明カバー、上枠、下枠等と接着されていない可動枠となっている。

20

右枠11の下端に、取り外すためのひも13が結合されている。

透明カバーの表面から、上枠の表面部分と上側面、左枠の表面部分と左側面、下枠の表面部分と下側面がそれぞれ化粧紙14、15、16で貼着されている。

また上枠7とひも12又は蝶番でつながっている右枠11も、右枠の表面部分と右側面を化粧紙17で貼着されている。

なお、図2での平行斜線は透明カバーを表しており、斜線延長上の破線は化粧紙によって覆われていることを示しており、四辺の枠上の印は化粧紙が施されていることを表している。

(ハ)(ロ)の要領で形成された、色紙を展示する装置5の、背面紙6の上、下、左、右の四辺が、装飾具1の表面下部に接着固定されている。

30

【0009】

本発明は以上のような構成からなっており、以下、使用する場合について説明する。

飾ろうとする壁面の取り付け金具に、本発明の吊り下げひも3を掛けて飾る。

色紙を展示する装置5へ色紙を挿入する場合は、右枠11をはずし、色紙を装置の右側から入れた後、再び右枠11を装置の右側にはめる。右枠11は上枠7とひも12又は蝶番で結合されているので落下することはない。右枠11が可動枠になっているので容易に色紙を展示・交換することができる。

また本発明は様々な装飾具に対応でき、色紙を装飾具の生地・柄・模様等と一体として鑑賞でき、インテリアとしての機能も大きい。もちろん好みで色紙を展示する装置5を装飾具1に複数個設置することも可能であり、また1個分の展示する装置5だけのスペースの小さな装飾具に設置することもできる。

40

【符号の説明】

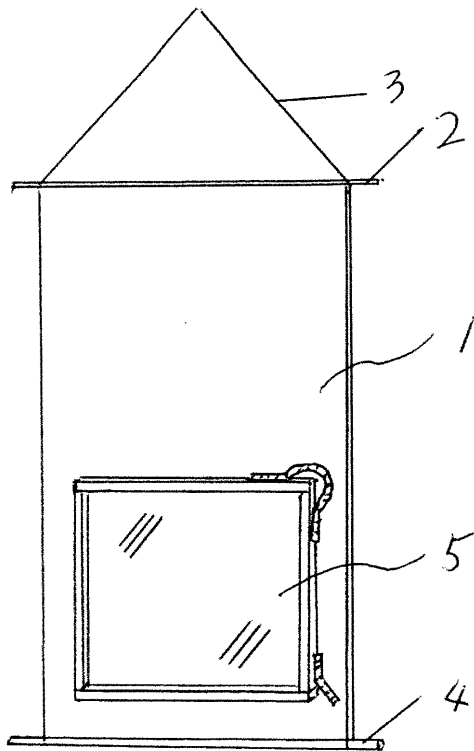
【0010】

- 1 色紙用装飾具全体図
- 2 吊り下げ軸
- 3 吊り下げひも
- 4 安定用軸
- 5 色紙を展示する装置
- 6 背面紙
- 7 上枠

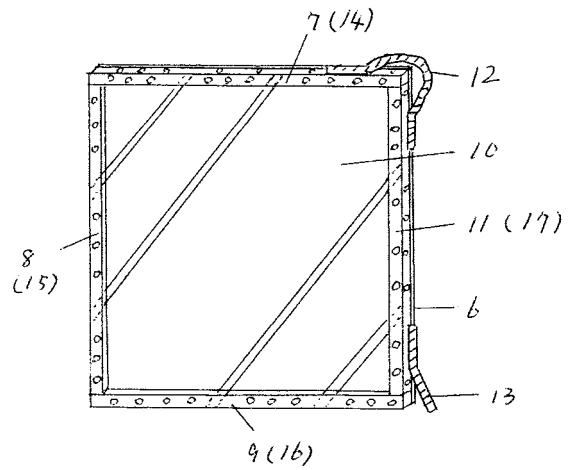
50

- 8 左枠
- 9 下枠
- 10 透明カバー
- 11 右枠
- 12 上枠と右枠をつなぐひも
- 13 右枠取り外し用のひも
- 14 上枠の化粧紙
- 15 左枠の化粧紙
- 16 下枠の化粧紙
- 17 右枠の化粧紙

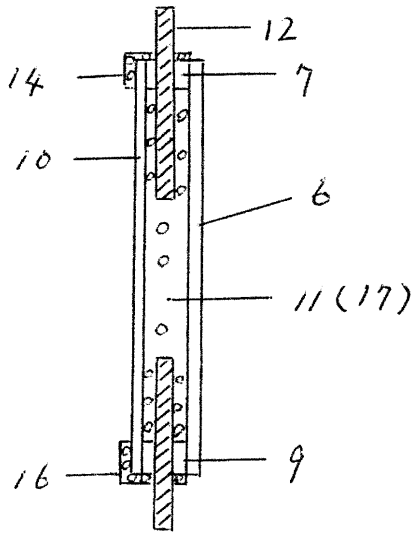
【図1】



【図2】



【 図 3 】



【 図 4 】

